

第1 審査会の結論

平成29年8月23日付けの開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、平成29年10月6日付けで宮崎県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）において不開示とした情報のうち、別表2の情報については開示すべきであるが、その他の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人は、実施機関に対し、「宮崎県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成24年度分）」について本件請求を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、別表1の対象公文書1から対象公文書17について本件決定を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件決定に対して平成29年10月21日に審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

「公文書部分開示決定処分を取り消す」との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 今回の公文書の部分開示は、関連する条例や諸判決等に照らし、違法な非開示部分を含むものであり、本件決定は取り消されるべきものである。

イ 上記諸判決においては、学校において教師が行った体罰は、加害教師に関しては、「職務の施行に係る情報」とであると認定され、「通常他人に知られたくないと認められる」公務員のプライバシーではないとされている。プライバシー型の条例を有する多くの自治体の教育委員会では、体罰事故報告書の学校名、校長名、加害教師名等は原則公開とされてきている。非公開が認められているのは、児童生徒の氏名、関係者の住所等ごく一部にすぎない。

ウ 公務員の職務遂行情報については、「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、「個人に関する情報（略）で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を

識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」であっても公開せねばならないはずである。またそれは、司法判断において「通常他人に知られたくないと認められる」公務員のプライバシーではないとされ、公開が求められているものであるから、「公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害する恐れがあるもの」ともいえないはずである。

エ 体罰加害教員の氏名が本人のプライバシーではなく、開示されることは条例及び判例が予定しているところであり、教員名等の非開示は認められない。加害教員の識別可能性を理由とした学校名、教員名、校長名等の非開示は認められない。

オ 関連判決に照らして非開示が認められるのは、原則として被害児童生徒や保護者の氏名、関係者の住所のみであると思われる。司法判断は、個人特定のための「他の情報」については、「一般人基準」を取ることを求めている。学校名や教員名を開示するとそれだけで被害児童生徒が特定されるとの考えに立つものかもしれないが、その事自体も関連判決で否定されている。

カ 本件条例第7条第2号後段では、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定する。しかし、この条文が適用されるのは、個人のカルテや著作物、反省文など高度なセンシティブ情報に限られるのであるから、そのようなものを含まない本件公文書には適用されない。「保護者の発言」等とみられる部分がことごとく非開示とされているが、保護者の発言というだけで高度なセンシティブ情報には当たらないことは明らかであり、そうした例外的な事例（病歴など）があればそれに限って非公開とすれば足りる。「個人の反省に関する記述」がことごとく非公開とされているが、反省の姿勢自体は取って当然のことであり、わずかの記述をもって、真摯かつプライベートな部分をもつ高度なセンシティブ情報と判断されてはならない。それは本条項の濫用であり、乱用されると危険な条項であるだけに、慎重に判断されるべきである。なお、こうした部分を公開しても、それだけでは個人識別にも至らないことは言うまでもない。

キ 以上より、本件行政文書の一部開示範囲は、本件条例、関連する諸判決等に照らし、違法な非開示部分を含むものであり、本件決定は取り消されるべきである。

(2) 反論書

ア 一定の条例解釈や法的争点について判断が示されている場合、第一に行政が従うべきは、自身独自の条例解釈ではなく、司法判断であることは常識のほうである。個別事件（本件では体罰事故報告書の部分開示処分）を踏まえた司法判断は、まさに体罰事故報告書という特定の文書における情報公開の法解釈が示されているものであるから、そこでの判断が優先することは明らかである。他の自治体における司法判断であることは、条例解釈においてそれを無視してよいことの理由にはならない。

イ 実施機関は「加害教員名」など「事実関係を記載した部分については、公務

員の職務遂行に係る情報であるため、被害児童生徒の氏名等を除いて、本来ならば原則公開すべきもの」と正しい判断を示しながら、「加害教員が公になれば、情報公開請求を行うことにより、一般の方も容易に入手可能な情報と照合することにより、学校名が特定され、ひいては被害児童生徒が特定されるおそれがある」とする。しかし、こうした理由で全ての文書の非開示を正当化することはできない。すなわちそれは体罰事故報告書一般に対して「一般人基準」ではなく、「特定人基準」をとるとするものであり、関連判決に違背する。

ウ 本件体罰事故報告書における児童生徒の特定可能性については、関連判例では一般に認めたものは一つもない。例外的な事情がない限り、複数存在する児童生徒の中から一人を特定するためには、名簿などの一般には手に入らない追加情報が必要なのであるから、これは当然である。

エ 審査請求人の求めるところは単純であり、行政は司法判断に従うべきである、という一点に尽きる。

オ 関連判決は、体罰報告書記載情報は、教員にとっては「通常他人に知られたいくないと認められる」公務員のプライバシーではないとされ、開示が求められているものであるから、「公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの」とは言えないとしている。

カ 教員が体罰により事故を起こしたという情報は、「公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報」であるという主張は、司法判断によって明白に否定されている。また、それにより加害教員が懲戒処分や訓告等を受けたことは保護されるべきプライバシーであるところ、事故報告書で氏名を開示すると、本人が懲戒処分等を受けてきたことも明らかになるので非開示とする、という点なども同様である。

キ 関連判決が示しているとおおり、体罰事故報告書上の教員の氏名は保護に値するプライバシーではないと判断した関連判決の法理と最高裁判決の論理とを併せれば、宮崎県情報公開条例においても公開されてしかるべきだと審査請求人は主張しているのである。

ク 体罰加害者である教員の氏名はもとより、学校名、校長名、発生場所、年数、年齢、校務分掌、行事名、行状その他条例に照らして児童生徒の識別にいたらない違法な非公開範囲は全て公開されるべきである。

第4 審査請求に対する実施機関の説明等

実施機関から提出された弁明書の要旨は、次のとおりである。

1 部分開示とした理由について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」が記録されている場合を除き、当該公文書を公開しなければならない旨を規定している。

本件対象文書は、加害教員、校長等が、職務遂行の内容たる体罰について実施機

関等に報告することを目的として、職務上作成したものである。報告書には、体罰が発生した日時や場所、発生状況やその後の経過といった事実関係を記載した部分と、加害教職員の反省等の心情を表した部分とが認められる。

このうち、事実関係を記載した部分については、公務員の職務遂行に係る情報であるため、被害児童生徒の氏名等を除いて、本来ならば原則公開すべきものであると考える。

しかし、加害教員名が公になれば、情報公開請求を行うことにより、一般の方も容易に入手可能な情報と照合することにより、学校名が特定され、ひいては被害児童生徒名が特定されるおそれがあり、被害児童生徒への二次被害が懸念されるため、加害教員の氏名を特定し得る情報については、条例第7条第2号に該当するものと認められる。

また、事実申立書において、加害教員の反省に当たる部分は、個人の内心を表したものであり、個人の信条等、個人の人格と密接に関連するため条例第7条第2号に該当するものと認められる。

2 審査請求の理由について

(1) 審査請求人は、今回一部開示を受けた公文書の一部開示範囲は、関連する裁判所判決に照らし、違法な非公開部分を含むと主張するが、判決は本件とは別の事案に係る司法判断であるため、審査請求人の主張には根拠がなく、審査請求の理由には該当しない。

(2) なお、審査請求人は、「本件処分では、どうてい個人識別に至らない情報が非公開とされている」と主張している。そこで、改めて実施機関で再検討した結果、市町村名、市町村教育長名、市町村教育長印影、教育委員会職員名、教育事務所名、教育事務所職員名、教育事務所長印影、職名、人数、発生場所（一部）、弁護士名、病院名、警察署名については、開示情報に該当すると判断した。

第5 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について、以下のように審査を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
平成30年 3月22日	諮問を受けた。
平成30年 6月 6日	諮問の審議を行った。
平成30年 8月28日	諮問の審議を行った。
平成30年12月 7日	実施機関から本件決定に係る「理由説明書」を受

	け取った。
平成30年12月12日	諮問の審議を行った。
平成31年 1月30日	諮問の審議を行った。
平成31年 3月27日	諮問の審議を行った。
令和元年 5月28日	諮問の審議を行った。
令和元年 7月 4日	諮問の審議を行った。
令和元年 8月26日	諮問の審議を行った。
令和元年10月21日	諮問の審議を行った。

第6 審査会の判断理由等

当審査会は、本件決定の妥当性について、インカメラ審査（実施機関の行った本件決定について迅速かつ適切に判断するために、審査会の委員が本件決定に係る公文書を実際に見分して審査を行うこと）により、不開示情報の該当性について検討を行うこととし、調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 請求公文書の性質等について

実施機関が本件対象公文書において不開示とした情報は多岐にわたるが、請求公文書については児童生徒への体罰に関する情報が記載された文書であり、教育的観点から、被害児童生徒の権利利益の保護に欠けることのないよう慎重な判断が必要である。

そのため、公文書原則開示の立場に立ちつつ、被害児童生徒の特定に繋がる情報は不開示とするという観点から、インカメラ審査により対象公文書を確認した。

請求公文書における不開示情報は、事案毎に記載内容の違いはあるものの、おおむね次のとおり分類できる。

- (1) 情報1-1 学校に関する情報のうち、学校名、校長名、教頭名、学校印影（以下「学校名等」という。）
- (2) 情報1-2 学校に関する情報のうち、設置者、教育委員会名、教育長印影、教育事務所及び教育事務所長名（以下「設置者等」という。）
- (3) 情報2-1 被害児童生徒に関する情報のうち、氏名（以下「生徒氏名」という。）
- (4) 情報2-2 被害児童生徒に関する情報のうち、学年、学級、性別、所属部活動名等（以下「生徒学年級等」という。）
- (5) 情報3-1 加害教職員に関する情報のうち、氏名、私印印影、担当教科、顧

問部活動名等（以下「教職員氏名等」という。）

- (6) 情報 3-2 加害教職員に関する情報のうち、職名及び校務分掌名（以下「教職員職名等」という。）
- (7) 情報 3-3 加害教職員に関する情報のうち、生年月日、年齢、学歴、現住所、家族状況等（以下「教職員情報」という。）
- (8) 情報 3-4 加害教職員に関する情報のうち、心情及び反省等（以下「教職員心情等」という。）
- (9) 情報 4 その他の情報（被害児童生徒や加害教職員の部活動を連想させる情報等）

このうち、情報 1-2（設置者等）、情報 3-2（教職員職名等）及び情報 4（その他の情報）の一部については、実施機関が弁明書において開示情報に該当すると判断をしているため、それ以外の情報について不開示部分の妥当性について検討する。

2 条例の解釈等について

(1) 条例第 7 条第 2 号（個人に関する情報）について

ア 条例第 7 条第 2 号の規定より、個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）については、同号ただし書に該当する情報を除き、これらを不開示としている。

イ 個人のプライバシー概念は抽象的であり、その具体的な内容は法的にも社会通念上も必ずしも明確ではなく、その範囲も個人によって異なり類型化することは困難であることから、本号では個人に関する情報を、特定の個人が識別され又は識別され得る情報及び個人識別性がない場合でもなお個人の正当な利益を害するおそれのある情報については不開示としている。（個人識別型）

ウ なお、その情報自体では特定の個人を識別できないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報を検討するにあたり、照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報とし、特別の調査をすれば入手し得るかも知れないような情報については、一般的には「他の情報」には含まれないと解されており、照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報 の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要であると解される。

エ また、公務員が懲戒処分を受けたことは、懲戒処分等の公表基準（平成 12 年 5 月 25 日宮崎県教育委員会定め）及び免職又は停職 6 月の懲戒処分に係る氏名等の公表について（平成 16 年 6 月 16 日宮崎県教育委員会定め）に基づき、所属名と氏名が既に公表されているものは除き、公務遂行等に関して非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきものであり、私事に関する

る情報の側面を含むものということができるため、条例第7条第2号に該当する。

(2) 条例第7条第2号ただし書エ（公務員の職務遂行情報）について

ア 公務員等の職務の遂行に関する情報については、県民に説明する責務を全うするという観点から（条例第1条）、公務員等がその担当する事務を遂行する場合における当該活動についての情報であるときは、公務員等の職及び氏名、職務遂行の内容に係る情報を開示することとされている。

イ なお、本ただし書は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とし、例えば、公務員等情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等や職員の給料の額、家族状況等の情報は職員の個人情報として保護されるものであり、対象とならない。

ウ また、当該公務員が担当する職務内容等により、公にすると、当該公務員の私生活が脅かされるおそれがある場合等や、それが他の不開示情報に該当する場合には開示されないこととされている。

(3) 条例第7条第7号カ（事務又は事業に関する情報）について

ア 条例第7条第7号の規定により、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、本号ア～カに掲げるものについては不開示としている。

イ 本号は、事務又は事業の性質に着目し、当該事務又は事業の適正な遂行を確保するため、事務又は事業を類型化して、それぞれ不開示とする情報の要件を定めたものであり、本号に該当する情報を開示すれば、特定の者に利益を与え、又は県民全体の利益を確保しようとする行政の目的を損なうなど、結局は県民全体の利益に重大な損失をもたらすと考えられるので、これを防止しようとするのが趣旨である。

ウ 本号カは、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるもの」としており、同種のもものが反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められる場合も含むとされている。本件に係る「事務又は事業の適正な遂行」とは、事故等事実の正確な把握及び今後の事故等の防止が考えられ、特に事実申立書に関しては、加害教員が反省等の心情を率直に記載することで、不適切な指導等の抑止につなげることを目的の一つにしていることが認められる。

3 条例該当性の判断について

(1) 情報1-1（学校名等）及び情報3-1（教職員氏名等）について

ア 当該情報は、前述の「2 条例の解釈等について」で整理したとおり、情報公開制度の趣旨及び目的を実現するためには、公務員個人のプライバシーは一定程度の制限を受けることはやむを得ないものであり、県民に説明する責務を

より重視する必要があることから、条例第7条第2号ただし書エにより、公務員の職務遂行情報として開示されるものであると認められる。

ただし、事案によって、既に被害児童生徒の学年、学級、部活動及び部活動における役割等が開示されており、これらの情報及び一般人が通常入手し得る情報と照合することにより、被害児童生徒が特定される場合は、被害児童生徒の権利利益を保護する観点から、条例第7条第2号の規定により、当該情報を不開示とせざるを得ないと判断する。

イ その観点から、審査会において対象公文書を見分したところ、対象公文書5、6、10、11、14及び17については、当該学校の規模や既開示情報から鑑みて、被害児童生徒が特定されるものではないと認められるため、条例第7条第2号ただし書エの規定により、開示することが妥当である。

ウ 対象公文書7については、情報1-1（学校名等）を開示した場合、既開示情報及び一般人が通常入手し得る情報との照合により、被害児童生徒の学年までは特定可能であるが、学校の規模等から判断して、被害児童生徒を識別することは不可能であると考えられるため、条例第7条第2号ただし書の規定により、開示することが妥当である。

一方、情報3-1（教職員氏名）を開示した場合、被害児童生徒の学級が判明することとなり、被害児童生徒の個人識別可能性が相当程度高まることから、条例第7条第2号の規定により不開示とすることが妥当である。

エ 上記イ及びウ以外の対象公文書については、当該学校の規模や既開示情報との照合等により、被害児童生徒が特定される可能性が高いと認められるため、条例第7条第2号の規定により、不開示が妥当である。

オ なお、対象公文書2、8、13及び15に関しては加害教職員が懲戒処分を受けており、上記「2-(1)-エ」のとおり、条例第7条第2号に該当することから、この側面からも、情報3-1（教職員氏名）は不開示とすることが妥当である。

(2) 情報2-1（生徒氏名）及び情報2-2（生徒学年級等）について

当該情報は、被害児童生徒の特定に繋がるものであり、条例第7条第2号の規定により、不開示が妥当である。

(3) 情報3-3（教職員情報）について

当該情報は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報ではなく、職員自身の個人情報と認められるため、条例第7条第2号の規定により、不開示が妥当である。

(4) 情報3-4（教職員心情等）について

当該情報は、加害教員が心情、反省等を述べた部分であり、個人の内心や人格と密接に関連しており、公開されることが想定されていない情報であると認められる。また、仮に開示されることとなった場合、今後同種の事案が発生した場合、文書が開示されるという意識が働くことで加害教職員が反省等の心情が率直に書

けなくなることが予測され、事務が形骸化するおそれがある。そのため、条例第7条第2号及び第7条第7号カの規定により、不開示が妥当である。

(5) 情報4（その他の情報）について

ア 当該情報は、その情報自体では個人が特定されるものとは認められないため、原則として開示されるものであるが、被害児童生徒が特定される場合は、条例第7条第2号の規定により、不開示が妥当であると認められる。

イ その観点から対象公文書を見分したところ、これらを開示すると既開示情報との照合により、被害児童生徒が特定される可能性が高いと認められるため、不開示が妥当である。

ウ ただし、対象公文書5に関しては、情報4（その他の情報）のうち講師名については、開示しても被害児童生徒の識別は困難であることから開示が妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 付言

本件対象公文書は、特定の児童生徒が体罰を受けた事実にとまらず、体罰の詳細な内容、被害児童生徒の態度や言動、家族の発言等が記録されている。これらの情報は被害児童生徒が通常他者に知られたくないと想定される情報であり、開示不開示の判断に当たっては、当該被害児童生徒の権利利益が十分に保護されるよう配慮する必要がある。

本件処分においては、本来不開示とすべきと考えられる被害児童生徒に係る情報や他の情報と照合することで個人識別可能性が高まる恐れのある情報が開示されており、当該情報を開示したことによって、本来開示されるべき学校名等の情報を不開示とする必要が生じたことは、開示不開示の判断が不適切であったと言わざるを得ない。

また、実施機関が不開示と説明する情報について、同時に決定した他の文書では同じ性質の情報が開示されているなど、不開示部分に不統一が認められる。事故報告書等の記載内容には教員の個人情報もあることから、情報の開示・不開示については慎重に判断する必要がある。

については、実施機関においては、今後の同様の決定を行う際は、当該情報のもつ特殊性を考慮し、被害児童生徒が特定されないことがないよう細心の注意を払うとともに、条例の趣旨を十分理解した上で、慎重かつ適正な情報公開制度の運用を行うべきである。

別表 1

番 号	公文書の名称（日付は職員事故報告書の日付）
対象公文書 1	職員事故報告書、事実申立書 (平成24年 5 月 16 日付)
対象公文書 2	職員事故報告書、事実申立書 (平成24年 6 月 1 日付)
対象公文書 3	職員事故報告書、事実申立書 (平成24年 6 月 4 日付)
対象公文書 4	職員事故報告書、校長所見、事実申立書 (平成24年 6 月 11 日付)
対象公文書 5	職員事故報告書、事実申立書、教諭の措置に関する校長所見 (平成24年 7 月 18 日付)
対象公文書 6	職員の事故状況報告書、事実申立書、教職員の事故報告書に係る教育事務所長所見 (平成24年 7 月 13 日付)
対象公文書 7	事故状況報告書、事実申立書、教育長所見、教職員の事故報告書に係る教育事務所長所見 (平成24年 7 月 19 日付)
対象公文書 8	職員事故報告書、事実申し立て書 (平成24年 9 月 21 日付)
対象公文書 9	職員事故等（体罰）状況報告書、事実申立書、教育長所見、教職員の事故報告書に係る教育事務所長所見 (平成24年 10 月 3 日付)
対象公文書 10	法令違反等状況報告書、事実申立書、教育長所見、教職員の事故報告書に係る教育事務所長所見 (平成24年 11 月 13 日付)
対象公文書 11	教職員事故状況報告書、事実申立書、教育長所見、教職員の事故報告書に係る教育事務所長所見 (平成24年 11 月 16 日付)
対象公文書 12	職員事故報告書、事実申立書 (平成25年 1 月 17 日付)
対象公文書 13	職員事故報告書、事実申立書、校長所見 (平成25年 1 月 24 日付)
対象公文書 14	職員の体罰に関する状況報告書、事実申立書、教職員の事故報告書に係る教育事務所長所見 (平成25年 1 月 24 日付)
対象公文書 15	職員の事故状況報告書、申立書、教職員の事故報告書に係る教育事務所長所見 (平成25年 2 月 1 日付)

対象公文書16	職員の事故報告書、教育事務所長所見	(平成25年 2月18日付)
対象公文書17	職員事故報告書、事実申立書	(平成25年 3月29日付)

別表 2

番 号	開示すべき情報	
対象公文書 5	情報 1 - 1 (学校名等) 情報 3 - 1 (教職員氏名等) 情報 4 (その他の情報)のうち講師名	
対象公文書 6	情報 1 - 1 (学校名等) 情報 3 - 1 (教職員氏名等) 情報 4 (その他の情報)のうち授業内容に関する情報	
対象公文書 7	情報 1 - 1 (学校名等)	
対象公文書10	情報 1 - 1 (学校名等) 情報 3 - 1 (教職員氏名等)	
対象公文書11	情報 1 - 1 (学校名等) 情報 3 - 1 (教職員氏名等)	
対象公文書14	情報 1 - 1 (学校名等) 情報 3 - 1 (教職員氏名等)	
対象公文書17	情報 1 - 1 (学校名等) 情報 3 - 1 (教職員氏名等)	